

地域福祉計画及び地域福祉活動計画(案)に対するパブリックコメント募集

市と市社会福祉協議会では、地域福祉の推進を図るため、社会福祉法に基づく大和郡山市地域福祉計画及び地域福祉活動計画の策定作業を進めています。つきましては、計画(案)について、幅広く市民のみなさんご意見を募集します。

意見の募集期間＝1月24日(水)17時まで

計画(案)の閲覧場所＝市ホームページと地域包括ケア推進課または各支所、南部公民館、社会福祉協議会福祉課でご覧いただけます(意見書参考様式(記入用紙)も設置しています)

閲覧日時＝土・日曜、祝日を除く8時30分～17時

意見を提出できる人＝市内在住の人、市内に事務所・事業所を有する人、市内に通勤・通学している人

意見の提出方法＝名前・住所・電話番号・意見の要旨を記入し、下記のいずれかの方法で提出してください

1 ホームページからの提出

https://www.city.yamatokoriyama.lg.jp/soshiki/chiikihokatsucareesuishinka/houkatsu_keikaku/5/13912.html

2 郵送(〒639-1198 地域包括ケア推進課あて)

3 持参 地域包括ケア推進課・各支所・南部公民館・社会福祉協議会 福祉課に設置している提出箱へ投函してください。

※電話・口頭でのご意見や、名前・住所などが明記されていないものは、受け付けできません。

※いただいた意見については、個別に回答はしませんが、意見の概要などを取りまとめて、後日、市ホームページで公表する予定です。

問合せ＝地域包括ケア推進課 地域ケア係(1階6番窓口・内線585)



令和6年度償却資産申告について

市内に事業用の償却資産を所有している法人または個人の事業者は、毎年1月1日現在の所有状況を市長に申告することが義務づけられています。令和6年1月1日現在で、市内に所有している対象資産を申告してください。

提出期限＝1月31日(水)

提出方法＝郵送または直接、税務課(2階23番窓口)へeLTAXでも提出できます

※申告用紙・申告の手引きは、市のホームページよりダウンロードできます。

◆申告調査について

市では、地方税法第353条および第408条により、申告義務者に問い合わせや資料提供の依頼を行っています。申告調査についてご協力をお願いします。また、地方税法第354条の2により税務署資料の閲覧を行い、申告内容が適正かの確認を行っています。正しい申告にご協力をお願いします。

問合せ＝税務課 固定資産税第2係(内線284・285)

産前産後期間相当分の国民健康保険税の減額制度が始まります

対象者＝令和5年11月1日以降に出産された国民健康保険被保険者(本人)

受付期間＝出産予定日の6カ月前から届出可能
出産後の届出も可能

免除方法＝出産予定月(または出産月)の前月から出産予定月(または出産月)の翌々月までの最大4カ月分の保険税が減額されます

※出産予定が2人以上の場合は出産予定月(または出産月)の3カ月前から最大6カ月分が減額されます。保険税が減額された場合、払いすぎになった保険税は還付されます。

必要書類＝届書・母子健康手帳など

※出産後に届出を行う場合、親子関係を明らかにする書類が必要です。

申請・問合せ＝保険年金課 保険税係(1階22番窓口・内線321・324・329)